

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その１）

招集年月日時刻及び場所

平成17年7月15日（金） 午後1時30分

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

開会時刻 午後 1 時30分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、委員席の決定、会議録署名委員の決定及び委員会の運営方針の決定であります。

最初に、委員席につきましては、ただいま御着席のとおりとするに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

次に、会議録署名委員は、委員長の指名により決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、平野委員、小池委員を指名いたします。

それでは、最初の委員会でありますので、私からごあいさつを申し上げます。

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会の初委員会を開会するに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日より委員会としての活動を開始するわけではありますが、今後の委員会の運営に当たりましては、各般にわたり慎重な配慮のもとに職務を遂行し、公平、公正に、真実の解明と県民への信頼の確立のため、努力してまいりたいと考えておりますので、委員各位の御理解と御協力を何とぞお願い申し上げる次第であります。簡単でございますが、私のごあいさつといたします。

続きまして副委員長、あいさつをお願いいたします。

宮澤副委員長 それでは私の方からも一言ごあいさつを申し上げます。

昨日、萩原議長の命によりまして、小林委員長と2人で東京都の百条委員会の経過につきまして研修をさせていただきました。その中で東京都の委員長さんがお話になられたことは、常に真実を解明するという一点に立って、勇断と決断を持って進めたというお話でございました。小林委員長、そのように御決意をされて現在おいでになるわけでございます。私も小林委員長のその決意を助けて、副委員長として、それぞれ皆さんの御支援また御協力をいただく中で、25年ぶりに開催されるという大変難しい委員会運営になろうかと思っておりますけれども、百条という特別な委員会でございます。どうか皆様の御協力をいただく中でスムーズな決着を見たいと、そのように努力したい、汗をかきたいと、このように願うところでございます。よろしくお願い申し上げまして、私からのごあいさつとさせて

いただきます。

小林委員長 次に本日の委員会の委員は、ただいま御着席の各位でありますので、御紹介いたします。

次に、本委員会の担当書記は、議事課高橋和成君、大林君雄君、調査課前島正志君、以上であります。よろしくお願いいたします。

次に、委員会の運営方針について御協議いただきます。お手元に総務委員会における本事件に係る集中審議の議事録を配付させていただきました。委員各位がスタート時から共通の認識の上に立つことが、本委員会の審議を進めていく上で大変重要なことでもありますので、それらを参考にいただきながら、それぞれ独自の調査研究をしていただき、自分のものにしていただきますようお願いしたいと存じます。

したがって、今後の調査は、委員個々による調査、あるいはまた会派による調査、あるいは共通分野によるグループ調査等々、各般にわたると予想されますが、議会人としての良識のもとに自由であります。しかしながら、到達いたしました結論につきましては、本委員会の全体責任としてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

次に、本委員会に付託されました調査事件は、お手元に配付いたしました一覧表の4項目であります。その調査順序につきまして、どのような順序で進めていけばよいか、委員各位から御意見がございましたら御発言願います。いかがですか。

それでは、私の方から皆さんにお諮りをするわけでございますが、私といたしましては、調査事件の1と2は関連がありますので、最初に調査させていただき、その後、記載の順番どおり進めてまいりたいと考えておりますので、各委員の御協力をお願いしたく存じます。よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

次に、証人尋問の方法について、私から御提案を申し上げますので、お聞き取りをいただき、また御意見を賜りたいと存じます。

証人尋問に際しましては、まず私から証人に対して宣誓書の署名捺印を求めたのち、証人に宣誓書を朗読していただきます。その後、尋問に移りますが、最初に私から真に喚問した証人であるかどうかを確認する人定尋問を行い、続いてあらかじめ協議会で決定していただいた共通事項について尋問し、証言を求めることとしたいと考えております。

また、証人に対して、各委員がそれぞればらばらに尋問しますと、重複した内容になったり、あるいはまた長時間を要することとなり、尋問を体系的に行うことができないことも予測されます。このため、協議会で証人に共通して尋問する事項については、協議、決

定をいただいた上で、私が代表して行わせていただき、その後、各委員から補足的に御発言願うということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

なお、証人に対する尋問は、人定尋問、主尋問方式と各委員からの総括的な尋問方式を抱き合わせて行い、各委員の尋問時間は、おおむね15分程度を目途と考えておりますので、議事の進行について、委員各位の御協力をお願いしたいと思うわけでございます。

委員各位から、以上申し上げましたことにつきまして、御意見等ございましたら、御発言を願いたいと思います。

よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

そんなルールで進めてまいります。

それでは、ただいま御提案申し上げましたとおり、証人尋問を進めてまいりますので、各委員の御協力をお願いする次第であります。

次に、執行部等に要求する記録の提出等について御協議願います。これにつきましては、お手元の総務委員会における集中審議の会議録等を参考にいただき、本事件で要求する記録等につきましては、各会派等で御検討をいただきまして、今からお配りする書面により次回委員会までに私あてに御提出を願いたいと思っております。

「書記資料配付」

念のために申し上げますが、先ほど来から申し上げております、この会議録は総務委員会で審議されたものでございます。したがって、ここの委員会としての資料というわけにはいかないようでありますので、御承知おきをいただきたいと思います。

ではよろしゅうございますか。

柳田委員 今後については、提出を希望する記録は、この用紙をもって行うことはよろしいというふうに思います。こちらの方の集中審議の議事録を頂戴いたしましたけれども、こちらの方の理解を深めるためにも、この集中審議によって提供された委員会資料、執行部の方から出された資料があるかと思えます。その資料については、できるだけ早い段階において、この委員全体でオーソライズしていかなければいけない内容だというふうに思っております。総務委員会の方もいらっしゃるかと思えますが、改めてその資料は郵送をもって、できるだけ早い段階で各委員会に出された資料、既に出された資料についてはお配りをいただけるように、委員の皆さんにお諮りをいただければというふうに思います。

小林委員長 今申し上げましたように、これがすべてではありません。したがって、今の御発言のとおり、そこで審議された内容あるいは記録等も委員全員にお配りをすると。

では手配をさせていただきます。

柳田委員 その際、資料が膨大になるので、散漫になっていけないので、すべてナンバリングをしておいていただいて、どの資料の何ページというような表記でいいのか、その辺はお任せいたしますけれども、その資料が特定できる表記を加えていただきたいというふうに思いますのでお願いします。

小林委員 わかりました。

高見澤委員 1点だけちょっとお聞きしたいんですけども。ただいま柳田委員の方からの件の委員長からのお話は理解できたわけでございますけれども。最初に、先ほどのこれからの運営方針の中で、1番と2番の項目を最初にやりたいというお話でございました。それには異議はございませんけれども。それに基づきまして、それらに関する資料等、27日以降だとまた遅れてしまう可能性があるわけですが。できれば早目に請求をしたいという意向を持っているんですが、その辺のところはいかがでございましょうか。

小林委員長 ただいまの件でございしますが、これがすべてということには当然まいりません。したがって、その都度資料要求をしていただいて、不備は充足をしていくというふうに考えております。その都度で結構だと思います。

ですから、最初には入口部分で、先ほどごあいさつ申し上げましたように、できるだけスタートラインを同じくしていくという意味もあり、そして今後の進め方に支障を来さないように、できるだけ念入りな資料をそろえてまいりたいと思っております。

高見澤委員 そうすると、きょういただいた申込書ですね。これを提出した場合は、この次の委員会のときに許可をいただいて、それから資料提出という形になるわけでございますか。

小林委員長 そうということです。

高見澤委員 わかりました。そうすると、かなり向こうへ行ってしまうわけでございます。できればきょう、資料要求する項目がわかっているならば、きょう提出して御許可をいただくということにはならないわけでしょうか。

宮澤副委員長 誤解のないようにもう一度心づもりをお願い申し上げます。これは百条委員会でございます。今までの委員会の意識と同じ委員会の意識では、残念であります。変えていただかなければなりません。そういうことで、今回出される資料も資料要求という名前ではございません。これは提出記録でございます。要するにきょうお配りいたしましたこの資料というのは、これが今回の委員会の議事録を初めすべて残るわけでございます。今回は委員会としてすべての皆さんから出されたものを委員長が採決をとりまして、そして、これがもし出てこない場合は罪になるわけでございますので、今までの資料要求

のお考えをお捨てになっていただきたいとこんなふうに思います。この百条の重さというものをもう一回どうか、各それぞれの会派、それから議員等々でお話をしていただきまして、そのようにお願い申し上げます。

あとでまたお話をさせていただきますが、委員長と副委員長では、27日にこの資料を要求という形で、今、柳田委員から出されたものは前回の、今委員長おっしゃいましたけれども、総務委員会に出されたこの資料の延長ということで承りました。ですので、正式な資料要求ではないと、こういう形で処理をさせていただいているところで承ったところでございます。

これから出されるものは、要するに書面によりまして、ここに議長の判をついていただいて、全部まとめて、ここの委員、例えば各会派から出される、委員から出される場合もあると思いますが、委員から出されているものを全部まとめて、そして要求するものでございますので、そのようなシステムをとってまいりますので、どうか委員の皆さんにおかれましては御理解をいただきたいとこんなふうに思うところでございます。

また、そのようなやり方のことにつきましては、あとで委員長がお話になりますけれども、どういうふうにやっていくか、また協議会の席上で細かくお話をさせていただきたいとこんなふうに考えておりますので、御了承をお願いいたします。

小林委員長 よろしゅうございますか。時間的に大変、そこにロスが出るという話であります。私はできるだけ速やかにそれらを対処していきますので、委員会提出の資料にするという、もちろん会議録に残すわけではありますが、そんなことの対処もしてまいりたいと考えております。きょうの段階ではその程度のお答えしかできませんが、ほかにございますか。

竹内委員 提出を希望する記録、出頭を希望する証人ということで、冒頭委員長からお話ありましたように、各委員、個人あるいは各会派、あるいはグループということもあろうかと思えます。そういう中の独自の調査活動に基づいて、いわば出頭を求めるということになるかと思えます。

したがって、先ほど1人15分というお話がございましたけれども、その調査活動に基づくその整理として、やっぱり調査活動をした会派あるいは議員というものが、言ってみればその方の出頭を求めるわけですから、皆さん同意いただいた上でやるわけですから、そういう意味で共通事項を委員長がまずただした上で物事をやるというんですけれども。ある程度、そういう意味ではスムーズな審議ができるような、柔軟と言えればおかしいですけども、議事整理上の、言ってみれば対応を、例えば委員長の命を受けて、今回はその議員が、調査した議員が質問を重点的に例えばやるべきだとか、そういうようなことも含

めたスムーズな運営ができるような対応を、より本質に迫るような御配慮はぜひお願いしたいということを申し上げておきたいと思えます。

小林委員長 わかりました。十分ただいまの御意見はわかりますので、私はおおむねと申し上げておきましたが、これみんな未経験の世界に入るわけでございますので、その場その場で、皆さんが御納得されるような進め方をしてまいりたいと考えております。ですから、目安として申し上げましたので、あとは正副委員長へ御一任をいただいて、そして皆さんが御納得されるような運営をしてまいりたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。ほかにございますか。

服部委員 委員長、副委員長御苦労様でございます。東京都の百条委員会の調査もしていただいたということですが。今まで総務委員会で、私も携わっておりましたけれども、膨大な今まで調査もしてまいったわけですね。しかし百条委員会は百条委員会として、今までの総務委員会で経過は経過として参考にしながら、この百条委員会としてのきちんとした調査をしていくという姿勢の方が、私はいいと思うんですね。そうでないと、この延長とかいろいろなふうになるとわかりにくくなりますので。ですから参考の資料は今までの総務委員会ですね、それはきちんとお出しいただくことはお出しいただいて、この百条委員会としての提出記録と、あるいは証人ということにつきましては、きちんとその段階で決めてやっていくようお願いしたいと思えますが。

小林委員長 全くおっしゃるとおりであります。そういう意味で、これはあくまでも参考資料でございまして、この調査特別委員会としまして、新たに新しい記録の提出、あるいはすべてのものは、すべてこの委員会としての要求にしていきたいと考えておりますので、お願いしたいと思えます。ほかにございますか。

鈴木委員 後ほど日程協議をされると思うんですが、確認だけしておきます。この4つの事案が出されておりますが、一つ一つの事案ごとに全委員共通認識を持って一つの区切りをつけて、次の事案に進んでいくということになりますね。そうすると、まだ私は正式にお聞きしていないんですが、最終的には、今年の12月議会になるのか、来年の2月議会になるのか、その目途に従ってこの4つのタイムスケジュールが、大体何回ぐらいというのは見通しが出てくると思うんですが、その辺はどのようなお考えですか。

小林委員長 その辺につきましては全く考えておりません。というのは、事態の推移を見ると言えますか、そういう審議の内容によって、今おっしゃいましたが、一つ一つ決着をしていくというふうにとらえがたい場面が出てくるように思っております。いろいろな関連性を持つ場面がございます。しかし、順序としては順序に従った審査を進めて、そして総合的判断はちょっと時間を要するかなということでございまして、残念ながら今見込み

的なものを予測しておりません。

ただ、私も申し上げてきましたことは、速やかにという言葉を使っておりますので、その辺で御理解をいただいて、効率的な審査ができればと期待しているわけであります。よろしゅうございますか。

木下委員 先ほど個々に調査をしたり、会派でやったり、そしてここで何とおっしゃったのですか、一定の方向づけというか、結論と言いますか、出たものはみんなで責任を持つんだというお話でしたけれども。そうすると、この案件ごとに証人が来て、いろいろな問題が出てくると思うんですけれども。その案件の中で何項目か、いやこういうふうにとらえていいかというような形になるわけですか。どういうふうな格好になるんですか。やっぱり何か委員会としてはこういうふうに把握したという形のものをつくっていくような格好になるわけでしょうか。

小林委員長 ちょっと質問の意味があれなんです。

木下委員 委員会として責任を持つ内容が抽出されるわけですね。そういうものは、この4項目について、いくつかの調査事項があると思うんですが、それはまた証人にお聞きする中で新たにいろいろな問題が出てくると思うんですけれども。証人にお聞きしながら、これはもう委員会としてはこういうふうに一応把握したというような形にまとめていくような格好になるんでしょうか、どんな形になるか、イメージがわからないんです。

小林委員長 もうちょっと具体的に申し上げますと、一つの案件、一の項目で進めてまいります。その中のある部分は証言等を得た上で明白になりましたと、皆さん御異議ございませんかという諮り方になるうかと思うんです。この部分についてはわかったと。次へ進みましょうと、こういうことを想定しているわけであります。ですから、先ほど全体責任と申し上げましたのは、全員が証人等から話を受けて、そして事実関係が明白になったということが、全員の賛成を得られて、一つのその件に対する決着と言いますか、一つの明白になったことはお諮りをして、そして決めていくというふうな手順をとりたいと思っております。木下さん、よろしいですか。

木下委員 それは今御説明をいただきまして、そういうものかなというふう思うんですけれども。やってみないとわからない部分もあると思いますので。きょうはそういうふうにお伺いをして、また状況によってということだろうと思っておりますので。

小林委員長 本当に私もうまく説明できないのは、未知数のことでございまして、本当にどう展開されていくか、予測もできないわけでございます。その中で、最善を尽くす方法として、皆さんの、全員の意見をできる限り尊重をしていくという基本姿勢だけ持っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。はい、どうぞ。

林委員 先ほど委員長のあいさつの中で、公正、公平に、そして真実の解明を行うということですから、そうすると今の説明だと、いわゆる結論については、全会一致をとるということですね。

小林委員長 その件については、後ほどお諮りをいたします。今、記録の提出についてということですが、記録の提出についてはよろしゅうございますね。はい、どうぞ。

石坂委員 証人尋問と記録の提出について、委員長のお話と各委員の質疑で了解したわけですけど。全体の運営上の確認事項として、今のことにかかわることなんですけど。お話がありましたように、調査特別委員会、全く決められた任務を持った新しい委員会ではあるんですけど、しかし参考資料として、15回でしたか、かなり長時間に及ぶ総務委員会の集中審議のこの記録、それから柳田委員から御要望がありました関連資料は、やはり共通認識として、この調査特別委員会は調査に当たっては当然全員が踏まえるべきものという認識のもとに、今後の参考書類の提出要求や証人、どなたをお呼びするかとか、その尋問に当たっては、やはり総務委員会の議論の蒸し返しにならないようにということは踏まえておかなければならないんじゃないかと。私はそんなふう認識しているんですけども、いかがでしょうか。

小林委員長 ただいまの御意見ですが、全くそのとおりであります。全く新しい委員会がありますので、私は、地方自治法第100条にのっとった委員会にしていくわけですので、過去の委員会の結論とかそういうものに左右はされない、この委員会の独自の結論を出す、そして進めていくということであります。ですから、今の御懸念、私は十分わかりますので民主的に進めてまいります。

ほかにございますか。それでは記録に対する問題、あるいは証人に対する方式の問題につきましてはさよう決定をさせていただきました。提出されたものを次回委員会で検討していただき、決定をしていくというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、先ほど御発言もございましたが、念のために申し上げておきたいと思いますが、本委員会における表決につきましては、長野県議会委員会条例第15条第1項の規定に基づき、出席議員の過半数で決することとなりますので、あらかじめ御承知おきをいただきたいと存じます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

次に、本委員会における会議録につきましては、7月5日の議会運営委員会において、議会ホームページに掲載することに決定しておりますので御報告をしておきます。

次に、次回の委員会日程についてお諮りをいたします。次回委員会は7月27日(水)午

前10時30分から協議会を開催したのちに、昼食休憩をはさんで午後1時から開催することとしたいと思います。

なお、それ以降の委員会日程につきましては、その都度皆様方にお諮りを申し上げて進めていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

清水委員 非常にほかの委員会とか、会派の調査もタイトになっていますので、でき得れば、当然流れですから緊急が入るとか、飛び越して急にここに入れたいというのはわかりますけれども、でき得れば大体の日程ないしは、その予定が出ないものかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

小林委員長 もうちょっと突っ込んだお話をしておきます。

宮澤副委員長 正副委員長で協議をいたしまして、とりあえず各委員会と委員の人たちがかち合っている日にちは全部除くことにいたしました。それから、東京都の例を見ますと、夕方から始まりまして、明け方の2時、3時までやったというのが数回あったようでございます。そのような経過もございまして、状況に応じては続けてやるとか、さまざまな状況を協議して、あとでお配りしますが、あと残っている日にちが非常に短くなっております。先ほど委員長、副委員長で相談しまして、知事の御予定だけは、公式業務のある場合、これは公式で当然長野県の顔として出る場合、こういうような場合はそれを除かなければ知事に出席を仰いではいけませんので、そういうようなところもいろいろ考え合わせながら、柔軟に配慮をしていこうとこんなふうに考えておりますので、あとで協議会の席上で、事務的なこととございますので協議をさせていただきたいということで、よろしく願いいたします。

下村委員 27日でございますけれども、まだほかの行事が、多分議会でも入っていると思うんですけども。

(宮澤副委員長から「委員会はないです」という声あり)

小林委員長 ここを優先していただき、もう日にちが実はないもので。何とか御都合いただいて。

宮澤副委員長 これは事務的なことなので、副委員長の方から申し上げますけれども。きょう以外で正式行事として空いている日にち、委員会の現地調査がない日にちは、8月8日まで、7月27日以外はございません。あとは全部、例えば商工とか土木とか、農林とか総務とか、社衛とか、それから公共交通それから選挙区、議運等々が全部入っておりまして、8月8日までは一切、27日をおいて日にちがないという事態でございますので、御了承をいただきたいと思います。

あとでお配りしますのでごらんになってください。現状は清水委員がお話したとおり、

状況が非常にタイトになっておりますので。

石坂委員 すみません、私は委員会の公務ではないんですけど27日はだめなんです。それは皆さんの御都合と全体の公務の重なりぐあいではないかと思っておりますので、申しわけなく思っているんですけど。

ただ、先ほど清水委員からも御意見があって、あとの協議会で御相談ということではあるんですけど。基本としては開いて次の委員会を決めるというのだと、どうしても議員として果たさなければならないいろいろな役割の中で、大勢の方との御都合もまた合わせて日程を組んでいくことがありますので、できれば1カ月ぐらい先ぐらいまで決めていただくとか、そういうふうにしていただかないと、1回やって次のことをまたそこで決めるというのだと、どうしてもいろいろな不都合が生じますので。できるだけ先まで決めていただくようお願いしたいと思います。

小林委員長 わかりました。いや、本当に実情わかりますものですから。今の御意見のように、協議会でまた、少し長期間にわたるスケジュールもお諮りしてまいりたいと思えます。したがって27日、大変申しわけありませんが、27日だけはそういうことでございまして、ひとつよろしくお願いしたいと存じます。できるだけ御都合いただくように。

予定した協議事項は以上であります。皆さんから御発言等ございましたら。

(「なし」という声あり)

小林委員長 よろしゅうございますか。それでは、以上をもちまして委員会を閉会させていただきます。

なお、暑さに向かうときに大変、苛酷なスケジュールになるわけですが、どうぞひとつ御健康に御留意をいただきまして、そして精力的な、しかも県民の目線に立った調査を精力的にやってまいりたいと思っておりますので、格段な御協力をお願いを申し上げまして、以上で閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉会時刻 午後2時5分